

○石垣市景観地区条例施行規則

平成20年3月31日

規則第12号

改正 令和2年1月10日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市景観地区条例(平成20年石垣市条例第8号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定の申請等)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による計画の認定を受けようとする者は、景観地区内における工作物の計画の認定申請書(様式第1号)に別表第1に掲げる図書及び工作物等計画概要書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により認定を受けた工作物の計画を変更して建設等を行おうとする場合は、景観地区内における工作物の計画変更認定申請書(様式第3号)に別表第1(変更に係るものに限る。)に掲げる図書及び工作物等計画概要書(様式第2号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定証)

第3条 条例第5条第2項又は条例第8条第3項に規定する認定証は、景観地区内における工作物の計画の認定証(様式第4号)によるものとする。

(基準に適合しない旨の通知書等)

第4条 条例第5条第3項に規定する通知書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 条例第5条第1項に規定する基準に適合しないものと認めたとき 工作物の形態意匠非適合通知書(様式第5号)

(2) 条例第5条第3項に規定する正当な理由があるとき 工作物の形態意匠認定不能通知書(様式第6号)

(違反工作物に係る告示の方法)

第5条 条例第6条第2項に規定する告示は、石垣市公告式条例(昭和47年石垣市条例第34号)に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(違反工作物の工事の請負人の通知)

第6条 条例第7条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第6条第1項の規定による命令(以下この条において「命令」という。)に係る工作物の概要

(2) 前号の工作物の工事の請負人等に係る違反事実の概要

(3) 命令するまでの経過及び命令後に市長が講じた措置

(4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第7条の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しその他の命令の内容を記載した書面を添付するものとする。

(工事現場における認定の表示の方法)

第7条 条例第9条第1項の規定による表示は、工作物建設等認定済証(様式第7号)によるものとする。

(計画の許可の申請等)

第8条 条例第13条第1項前段の規定による計画の許可を受けようとする者は、景観地区内における開発行為等の計画の許可申請書(様式第8号)に別表第2に掲げる図書及び開発行為等計画概要書(様式第9号)を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた開発行為等の計画を変更しようとする場合は、景観地区内における開発行為等の計画変更許可申請書(様式第10号)に別表第2(変更に係るものに限る。)に掲げる図書及び開発行為等計画概要書を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可の交付)

第9条 市長は、前条の規定による申請について許可したときは、景観地区内における開発行為等の計画の許可証(様式第11号)を交付するものとする。

(工事現場における許可の表示等)

第10条 条例第15条第1項の規定による表示は、開発行為等許可済証(様式第12号)によるものとする。

(違反開発行為等に係る告示の方法)

第11条 条例第18条第2項に規定する告示は、石垣市公告式条例に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(行為完了の届出等)

第12条 条例第3条、条例第10条及び条例第16条に規定する完了等に関する届出は、行為完了(中止)届出書(様式第13号)に完了又は中止後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(身分証明書)

第13条 条例第6条第5項、条例第12条第2項、条例第18条第5項及び条例第19条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第14号)によるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

工作物の新設、増築、改築、若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	付近見取図	(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
	現況図	工作物を新設等しようとする敷地内の状況が把握できる図(例—建築物やその他工作物の有無、外構や植栽の状況など)
	敷地内の配置(構成)図(平面図)	当該工作物、その他の工作物、外構(塀、かき、生垣、池、芝、テラスなど)等の配置の構成が判別できる図であること。
	敷地造成図	工作物が建設される場所の土地の造成状況や計画高さを示す図面(例—縦断図・横断図)
	工作物の形態意匠図(立面図)	(1) 当該工作物の地盤面からの高さを示すもの (2) 形状、構造、材料、色などが分かるもの
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
	現況図	工作物の色彩を変更しようとする敷地内の状況が把握できる図(例—建築物やその他工作物の有無、外構や植栽の状況など)
	変更する部分の意匠図(立面図)	色彩の変更をしようとする部分に関し、形状、構造、素材、建築設備等の色(アクセントカラーを用いる場合はその部分も含む。)を示す図
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの

別表第2(第8条関係)

景観法(平成16年法律第110号)第16条第1項第3号に規定する行為	付近見取図	(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
	位置図	(1) 開発区域の位置 (2) 周辺の土地利用及び地形の状況 (3) 周辺の道路、集落、公共施設等の位置及び名称
	現況図	開発行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例—建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
	設計説明書	都市計画法施行細則(昭和47年沖縄県規則第97号)第4号様式とする。 (3,000m <sup>2</sup> 以上の場合)
	工事概要書	都市計画法施行細則第8号様式とする。 (3,000m <sup>2</sup> 以上の場合)
	土地利用(造成)計画平面図	(1) 開発区域の境界 (2) 予定建築物、特定工作物等の敷地の形状及び規模 (3) 予定建築物、特定工作物等の用途及び配置 (4) 公共公益施設の位置及び形状 (5) 開発区域内に保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び面積 (6) 切土又は盛土をする土地の部分 (7) 区域内に設けるがけ、擁壁等の形状及び配置
	敷地縦横断面図	(1) 切土又は盛土の状況を示すもの(高さ・土質・土量・勾配など) (2) がけ、擁壁等の状況を示すもの(高さ・土質・勾配、構造・仕上げなど)
	予定建築物及び特定工作物に関する図	予定建築物及び予定工作物の形態意匠図(平面図・立面図・断面図等)
植栽計画	(1) 概要 (2) 既存植生の保全及び利用計画	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 植栽ゾーニング図</li> <li>(4) 植栽材料表</li> <li>(5) 施工計画(土壌改良・表土利用・のり面施工など)</li> <li>(6) 管理計画</li> <li>(7) 概算事業費</li> <li>(8) その他必要な書類</li> </ul>
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
<p>条例別表第1(ア)に掲げる行為</p>	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。</li> <li>(2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置</li> </ul>
	現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例—建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
	土地利用計画平面図	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 造成地内で保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び面積</li> <li>(2) 切土又は盛土をする土地の部分</li> <li>(3) 区域内に設けるがけ、擁壁等の形状及び配置</li> </ul>
	縦横断図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
	植栽計画	開発行為の記載内容と同じ
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
<p>条例別表第1(イ)に掲げる行為</p>	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。</li> <li>(2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置</li> </ul>
	現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例—建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
	施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 採取又は採掘する土石等の種類</li> <li>(2) 目的</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 施工期間</li> <li>(4) 施工面積及び寸法(長さ・幅・深さ)</li> <li>(5) 樹木伐採の有無</li> <li>(6) 伐採樹木の概要(種類・高さ・本数)</li> <li>(7) 施工中の風景保全計画(遮蔽措置の有無・方法・期間)</li> <li>(8) 施工後の風景保全計画(埋め戻し後の保全や緑化に関すること、伐採する樹木の代償措置に関することなど)</li> </ul>
	縦横断図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
条例別表第1(ウ)に掲げる行為	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。</li> <li>(2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置</li> </ul>
	現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例—建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
	施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 目的</li> <li>(2) 施工期間</li> <li>(3) 樹木保全計画(伐採する樹木と保全する樹木を明確にすること。)</li> <li>(4) 伐採樹木の概要(種類・高さ・本数・把握できれば樹齢)</li> <li>(5) 施工中の風景保全計画(遮蔽措置の有無・方法・期間)</li> <li>(6) 施工後の風景保全計画(伐採する樹木の代償措置に関することなど)</li> </ul>
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
条例別表第1(エ)に掲げる行為	付近見取図	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。</li> <li>(2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置</li> </ul>

	現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例—建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
	施工計画書	(1) 堆積の目的 (2) 堆積物件の種類 (3) 堆積の期間(日・月・仮置きなど) (4) 堆積の規模 ①堆積 ②長さ ③奥行き ④高さ (5) 堆積物を支える塀や囲い等の有無 (6) 堆積物の道路及び隣接地からの距離 (7) 堆積物の遮蔽の有無及び方法
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
条例別表第1(オ)に掲げる行為	付近見取図	(1) 方位及び周辺の地理的条件(海や山の位置)が判明できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
	照明計画	(1) 照明計画を行う区域の名称 (2) 照明の対象(建物・駐車場・屋外・その他) (3) 照明器具の種類及び形状(立面図) (4) 照明の位置(平面)、照明ごとの取り付け高さ及び照明範囲
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの

様式第1号(第2条関係)

景観地区内における工作物の計画の認定申請書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住所  
氏名(署名又は記名押印)

石垣市景観地区条例第5条第1項の規定により、下記のとおり計画の認定を申請します。

記

1 工作物等工事主等の概要

(1) 工作物等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 電話番号

(2) 設計者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(3) 工事監理者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号



(4) 工事施工者

ア 氏名

イ 営業所名

建設業の許可( )第 号

ウ 郵便番号

エ 所在地

オ 電話番号

2 計画の内容

(1) 工作物の建設等の場所

(2) 工作物の建設等の種別

(3) 工作物の概要

(4) 工作物の形態意匠の内容

(5) 着手予定日 年 月 日

(6) 完了予定日 年 月 日

(7) その他必要な事項

(8) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前までに届けること。
- 5 工作物の概要については、当該工作物の規模その他審査に当たり必要な観点から市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 工作物の形態意匠の内容については、都市計画に定められた工作物の形態意匠の制限に従い市が定める項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 7 変更申請を行う場合には、2(7)に変更の概要を記載すること。
- 8 行為の名称又は工事名が定まっているときは、2(8)に記載すること。

様式第2号(第2条関係)

工作物等計画概要書

1 工作物等工事主等の概要

(1) 工作物等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所

(2) 設計者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(3) 工事監理者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(4) 工事施工者

- ア 氏名
- イ 営業所名 建設業の許可( )第 号
- ウ 郵便番号
- エ 所在地
- オ 電話番号

## 2 計画の内容

- (1) 行為の場所
- (2) 行為の種別
- (3) 工作物の概要
  
- (4) 工作物の形態意匠の内容
  
- (5) 行為の着手予定日      年    月    日
- (6) 行為の完了予定日      年    月    日
  
- (7) その他必要な事項
  
- (8) 備考

## 3 計画の内容を示す図面

- (1) 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
  
- (2) 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面
  
- (3) 工作物の彩色が施された二面以上の立面図
  
- (4) その他必要な図面

## 備考

- 1 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前までに届けること。この場合には、市が届出のあった旨を明示した上で記入すること。
- 2 工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における工作物の位置を明示すること。
- 3 当該敷地内における工作物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る工作物と他の工作物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 4 工作物の彩色が施された二面以上の立面図には、縮尺を明示すること。

様式第3号(第2条関係)

景観地区内における工作物の計画変更認定申請書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住所  
氏名(署名又は記名押印)

石垣市景観地区条例第5条第1項の規定により、景観地区内における工作物の変更計画の認定を申請します。

記

認定番号及び認定年月日	第 号	年 月 日
行 為 の 場 所	石垣市	
変 更 計 画 の 概 要	<input type="checkbox"/> 種類及び用途	<input type="checkbox"/> 仕上材料
	<input type="checkbox"/> 高さ	<input type="checkbox"/> 色彩
	<input type="checkbox"/> 最上部の高さ	<input type="checkbox"/> その他
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

※ □については、該当するものに「レ」を記入してください。

様式第4号(第3条関係)

第 号  
年 月 日

景観地区内における工作物の計画の認定証

様

石垣市長

印

下記のとおり申請のあった計画について、石垣市景観地区条例第5条第2項の規定により認定します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 工作物の建設等の場所
- 3 計画の概要
- 4 備考

様式第5号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

工作物の形態意匠非適合通知書

様

石垣市長

印

年 月 日付けで申請があった計画は、石垣市景観地区条例第4条に規定する基準に適合しないものと認めましたので、石垣市景観地区条例施行規則第4条の規定により通知します。

記

行 為 の 場 所	石垣市
基 準 に 適 合 し な い 理 由	

様式第6号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

工作物の形態意匠認定不能通知書

様

石垣市長

印

年 月 日付けで申請があった計画は、石垣市景観地区条例第5条第2項に規定する期間内に認定することができないので、同条第3項の規定により通知します。

記

行 為 の 場 所	石垣市
期間内に認定することができない理由	

様式第7号(第7条関係)

工作物建設等認定済証	
認定年月日番号	年 月 日 第 号
認定証交付者	
工作物等工事主氏名	
設計者氏名	
工事施工者氏名	
工事現場管理者氏名	
認定に係るその他の 事 項	

35cm以上

25cm  
以上



様式第8号(第8条関係)

第 号  
年 月 日

景観地区内における開発行為等の計画の許可申請書

様

申請者 住所  
氏名(署名又は記名押印)

石垣市景観地区条例第13条第1項の規定により、下記のとおり計画の許可を申請します。

記

1 開発行為等工事主等の概要

(1) 開発行為等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所
- オ 電話番号

(2) 設計者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(3) 工事監理者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(4) 工事施工者

- ア 氏名  
イ 営業所名 建設業の許可( )第 号  
ウ 郵便番号  
エ 所在地  
オ 電話番号

2 計画の内容

- (1) 開発行為等の場所  
(2) 開発行為等の種別  
(3) 開発行為等の概要  
  
(4) 開発行為等の内容  
  
(5) 着手予定日 年 月 日  
(6) 完了予定日 年 月 日  
  
(7) その他必要な事項  
  
(8) 備考

備考

- 1 申請者又は工事施工者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ設計者又は工事監理者の住所を書くこと。
- 4 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前まで届けること。
- 5 開発行為等の概要については、当該開発行為等の規模その他審査に当たり必要な項目について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。
- 6 開発行為等の内容については、条例第14条第1項各号に定められた許可の基準について、申請に係る部分及びそれ以外の部分に分けて記載すること。

様式第9号(第8条関係)

開発行為等計画概要書

1 開発行為等工事主等の概要

(1) 開発行為等工事主

- ア 氏名のフリガナ
- イ 氏名
- ウ 郵便番号
- エ 住所

(2) 設計者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(3) 工事監理者

- ア 資格 ( )建築士 ( )登録第 号
- イ 氏名
- ウ 建築士事務所名 ( )建築事務所 ( )知事登録第 号
- エ 郵便番号
- オ 所在地
- カ 電話番号

(4) 工事施工者

- ア 氏名
- イ 営業所名 建設業の許可( )第 号
- ウ 郵便番号
- エ 所在地
- オ 電話番号

## 2 計画の内容

- (1) 行為の場所
- (2) 行為の種別
- (3) 開発行為等の概要
  
- (4) 行為の着手予定日      年    月    日
- (5) 行為の完了予定日      年    月    日
  
- (6) その他必要な事項
  
- (7) 備考

## 3 計画の内容を示す図面

- (1) 開発行為等の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
  
- (2) 当該敷地内における開発行為等の位置を表示する図面
  
- (3) その他必要な図面

## 備考

- 1 工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前までに届けること。この場合には、市が届出のあった旨を明示した上で記入すること。
- 2 建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面には、縮尺、道路及び目標となる地物並びに隣接する土地における建築物の位置を明示すること。
- 3 当該敷地内における建築物の位置を表示する図面には、縮尺、申請に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低及び敷地の接する道路の位置を明示すること。
- 4 その他必要な図面は、開発行為等の計画の概要(規模や遮蔽措置など)を図示した図面とすること。

様式第10号(第8条関係)

景観地区内における開発行為等の計画変更許可申請書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住所  
氏名(署名又は記名押印)

石垣市景観地区条例第13条第1項の規定により、景観地区内における開発行為等の計画変更の許可を申請します。

記

許可番号及び許可年月日	第 号	年 月 日
行 為 の 場 所	石垣市	
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/>	法第16条第1項第3号
	<input type="checkbox"/>	条例別表第1(ア)に掲げる行為
	<input type="checkbox"/>	条例別表第1(イ)に掲げる行為
	<input type="checkbox"/>	条例別表第1(ウ)に掲げる行為
	<input type="checkbox"/>	条例別表第1(エ)に掲げる行為
	<input type="checkbox"/>	条例別表第1(オ)に掲げる行為
変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 の 理 由		

※ □については、該当するものに「レ」を記入してください。

様式第11号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

景観地区内における開発行為等の計画の許可証

様

石垣市長

印

下記のとおり申請のあった計画について、石垣市景観地区条例第14条第1項の規定により許可します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 開発行為等の場所
- 3 計画の概要
- 4 備考

様式第12号(第10条関係)

開発行為等許可済証	
許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
許 可 証 交 付 者	
開 発 行 為 等 工 事 主 氏 名	
設 計 者 氏 名	
工 事 施 工 者 氏 名	
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	
許 可 に 係 る そ の 他 の 事 項	

35cm以上

25cm  
以上

様式第13号(第12条関係)

行為完了(中止)届出書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住所  
氏名(署名又は記名押印)

石垣市景観地区条例第3条、第10条又は第16条の規定により、行為の完了又は中止について届け出ます。

記

工 事 主	住 所		
	氏 名	電話( ) —	
認定番号及び認定年月日	第 号	年 月 日	
行 為 の 場 所	石垣市		
行 為 の 種 別 等	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 用途( )	
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 用途( )	
	<input type="checkbox"/> 開発行為等	<input type="checkbox"/> 法第16条第1項第3号に規定する行為 <input type="checkbox"/> 条例別表第1(ア)欄に掲げる行為 <input type="checkbox"/> 条例別表第1(イ)欄に掲げる行為 <input type="checkbox"/> 条例別表第1(ウ)欄に掲げる行為 <input type="checkbox"/> 条例別表第1(エ)欄に掲げる行為 <input type="checkbox"/> 条例別表第1(オ)欄に掲げる行為	
完了年月日	年 月 日	中止年月日	年 月 日

※ □については、該当するものに「レ」を記入してください。



様式第14号(第13条関係)

(表面)

身 分 証 明 書		第 号
写真	所属 職名 氏名	年 月 日生
上記の者は、景観法又は石垣市景観地区条例による立入検査若しくは立入調査又は代執行を行う職員であることを証明します。		
年 月 日		
石垣市長 氏 名		印

(裏面)

<p>1 本証は、景観法第17条第8項若しくは第71条第2項若しくは石垣市景観地区条例第12条第2項及び第19条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は景観法第23条第3項、第32条第1項若しくは第64条第5項若しくは石垣市景観地区条例第6条第5項及び第18条第5項の規定による代執行を行う場合には、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人からの請求があった場合においては、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
---

様式第1号(第2条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第2号(第2条関係)

様式第3号(第2条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第4号(第3条関係)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第4条関係)

様式第7号(第7条関係)

様式第8号(第8条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第9号(第8条関係)

様式第10号(第8条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第11号(第9条関係)

様式第12号(第10条関係)

様式第13号(第12条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第14号(第13条関係)